

年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

③ ①、②に該当しない場合で、平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

○ 課税事業者となる方は、平成28年分(課税期間)の課税売上高が1千万円以下であっても、平成28年分の消費税および地方消費税の申告・納付が必要です。

○ 平成26年分の課税売上高が5千万円以下で、平成27年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。

これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書(一般用)」を提出してください。

○ 「消費税及び地方消費税の確定申告書」には、課税期間中の課税売上げの額および課税仕入れ等の

税額の明細等を記載した書類(一般用については「付表2」、簡易課税用については「付表5」)を添付してください。

○ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)」を添付してください。

○ 平成28年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」には、マイナンバー(個人番号)の記載および申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

○ 税に関する情報は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)

○ e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ(www.e-tax.go.jp)

○ e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax作成コーナーヘルプデスクへ
☎0570-01-5901

○ e-Tax作成コーナーヘルプデスクは月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後5時までご利用いただけます。

ご利用可能時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

◆年金受給者の方へ

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

平成23年分から、公的年金の収入金額の合計額が4百万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。

しかし、市・県民税の場合は、公的年金の収入金額の合計額が4百万円以下であっても、それ以外の所得がある場合は市・県民税申告が必要です。

①年金以外の所得があるため市・県民税申告が必要な場合の例

- ・年金の他に5万円の小作料による不動産所得があった。
- ・年金の他に18万円の個人年金保険の雑所得があった。
- ・年金の他に14万円の農業所得と5万円の不動産所得があった。

②控除を受けるため市・県民税申告が必要な場合の例

- ・生命保険料や介護医療保険料、地震保険料控除の証明書を持っている。
- ・国民年金保険料を支払っている。
- ・国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を年金天

引きでなく自分で支払っている。
・毎年、医療費控除を受けていた。
・寡婦(夫)控除、障害者控除を受けていた。
・「年金の扶養親族等報告書」で扶養を報告しておらず、所得税の確定申告等で扶養を取っていた。

申告がないと控除を受けられません。所得税の確定申告は不要でも、市・県民税申告で控除を受けることによって、市・県民税が下がる場合があります。
詳しくは、市役所税務課市民税係までお問い合わせください。

